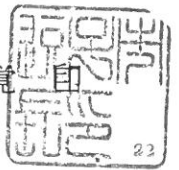




3 1 諮 問 第 1 1 号
2019 年（令和元年）5 月 27 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



プレミアム付商品券発行事業実施に係る保有個人情報の目的外
利用及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項た
だし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

教育部子育て支援課 高橋
内線 508

(別 添)

担当所管名		教育部 子育て支援課
事務の名称		2019 年度プレミアム付商品券発行事業
諮問の概要		2019 年度プレミアム付商品券発行事業の実施にあたり、住基情報、課税・非課税情報等に基づき、支給対象となる者の抽出をした後、リスト作成から対象者への申請書、引換券の発送、販売、換金、精算まで、その事務を適正・効率的に執行できるよう、一括で事業を委託する。 別紙：プレミアム付商品券発行事業について(概要)
事務の目的及び根拠法令等		2019 年 10 月の消費税・地方消費税率引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券の発行・販売等の事業を実施する。
対象となる個人の類型・対象者数		① 住民税非課税者 約 6,500 人 (課税基準日：2019 年 1 月 1 日) ② 3 歳未満(平成 28 年 4 月 2 日以降に生まれた)の子が属する世帯の世帯主 対象児童：約 1,500 人 (基準日：2019 年 9 月 30 日)
第 10 条 関係	目的外利用する保有個人情報の内容	① 課税課：住民税の課税・非課税情報、住所、世帯主名・配偶者及び子等の家族名と性別、住民日、非住民日 ② 高齢介護課：施設入所者の住所、氏名、生年月日、性別 ③ 障がい福祉課：グループホーム等生活居住地、住所、氏名、生年月日、性別 ④ 社会福祉課：住所、氏名(本人、家族)、性別、生年月日
	利用元	課税課、高齢介護課、障がい福祉課、社会福祉課
	利用の理由	同事業を実施するにあたり、各個人情報を保有している課のデータを利用することにより支給対象者リストを作成することができ、適正・効率的な事務が執行可能となる。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略 (理由：支給対象者数が約 8,000 人と多数であり多大な時間と経費を要すること、対象者へ支給申請書等が所管課から送付されることで情報の利用が分かること及び別途通知することで対象者が混乱をきたす可能性があるため)